

平成20年度 国立大学法人北海道教育大学 年度計画

I 大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 教育に関する目標を達成するための措置

(1) 教育の成果に関する目標を達成するための措置

【学士課程】

- ① 教養教育の成果に関する具体的目標の設定
 - 教養教育が豊かな人間性の育成に資しているか検証し、新教養カリキュラムをさらに改善する。
- ② 専門教育の成果に関する具体的目標の設定
 - 確かな実践的指導力、地域・保護者などとの人間関係調整能力等の育成という点を踏まえ、教育実践フィールド科目等の体系化と運営体制の改善を図り、理論と実践の関連性を高める。
 - チェックリストを用いて、教育相談を含む実践的能力の獲得という観点から3年間の「教育フィールド研究」を検証するとともに、チェックリストを改訂しつつ、教職実践演習（仮称）の骨格を作る。
 - 地域に生きる教員としての意識の形成という点に着眼して、「へき地校体験実習」を検証する。
 - 昨年度実施した人間地域科学課程、芸術課程及びスポーツ教育課程の改善後のカリキュラムの点検結果に基づき、地域社会の担い手となるべき能力が形成されているかを検証する。
 - 研究課題の設定能力や実践的能力の育成を目指した指導方法・内容の検証を行い、改善を図る。
- ③ 卒業後の進路等に関する具体的目標の設定
 - 昨年度に引き続き、キャリア教育プログラムの改善・充実を図るとともに、これまでの実績をもとに、キャリア教育やインターンシップ等の実施内容を総括する。

【修士課程及び専門職学位課程】

大学院教育の成果に関する具体的目標の設定

- 教職大学院を新設し、教育現場の課題に応える高度な実践力と問題解決力を備え、教育現場で中核的・指導的な役割を果たす教員（スクールリーダー）を養成するため、実践力重視の教育指導を行う。
- 学校臨床心理専攻において、大学院教育改革支援プログラム（大学院GP）に採択された「現職教員の高度実践構想力開発プログラム」を実践し、高度な実践構想力の涵養を図る。
- 教育科学諸分野並びに科学・芸術における研究成果を活かしつつ教育的指導力を一層育てるための具体的方策を示し、既設大学院の改革案を策定する。
- 現職教員に対する多様な再教育・研修の機会の提供について、サテライトの将来像を含めて、総合的に再検討する。

(2) 教育内容に関する目標を達成するための措置

【学士課程】

- ① アドミッション・ポリシーに応じた入学者選抜を実現するための具体的方策
 - 引き続き、入試アンケートを実施し、選抜方法のさらなる改善を図るとともに、アンケート項目の見直しを図り、具体的な取組の中で深化させる。
 - 平成22年度の入試方法を確定するとともに、平成23年度以降の入試についても検討する。
 - アドミッション・ポリシーに基づく入学者選抜を推進するため、入試広報の充実を図るとともに、入学志願者等と直接対話の機会を積極的に設ける等、入試広報の改善を図る。
- ② 教育理念等に応じた教育課程を編成するための具体的方策
 - 開設科目数の増加、全学協力体制の確立等、教養教育のモデル・カリキュラムをさらに充実させるための取組を推し進める。
- ③ 授業形態、学習指導法等に関する具体的な方策
 - 「参加型授業」の改善方法を検討し、全キャンパスでのさらなる普及に取り組む。
- ④ 適切な成績評価等の実施に関する具体的方策
 - 昨年度の検討結果をもとに、授業設計、成績評価、GPA制度、CAP制について、より学生の学習意欲が高まるよう、これらの制度の改善を試みる。
- ⑤ 国内の大学と大学教育上の種々の連携に関する具体的な方策
 - 教育内容の多様化に向けて、道内道外の大学との教育上の交流と連携について検証し、さらに深めるための方策を明確にする。

【修士課程及び専門職学位課程】

- ① アドミッション・ポリシーに応じた入学者選抜を実現するための具体的方策
 - 教職大学院の選抜方法等をさらに充実させるとともに、既設大学院の選抜方法等を検討する。
- ② 教育理念等に応じた教育課程を編成するための具体的な方策
 - 教職大学院及び既設大学院において、附属学校をはじめ小・中・高等学校との連携による実践的な教育・研究指導を行い、その成果を検証しつつ、改善策を立てる。

(3) 教育の実施体制等に関する目標を達成するための措置

- ① 適切な教職員配置等に関する具体的方策
 - センターの統合・再編に伴い、各センターの機能や目的に応じた教員の配置換えを行う。
 - 引き続き、学部再編に伴う教員の配置換えを実行し、学部における教育研究組織の完成を目指す。
- ② 教育に必要な設備、図書館、情報ネットワーク等の活用・整備の具体的方策

- 学生の自主的な学習を支援するために、平成16年度以降実施しているシラバス参考文献の収集を引き続き行う。
 - 学生の学習を支援するために、学生購入希望図書を充実させる。(昨年度比10%増を目標)
 - 学術機関リポジトリを通じて、学生の自主的な学習を支援するための方策を検討する。
 - 学習支援環境としてのネットワークの安全性を確保するため、情報セキュリティポリシーの遵守体制を整備するとともに、整備済みのネットワークの有効利用を促進し、さらに安全で安定したネットワーク基盤の整備計画を検討する。
- ③ 教育活動の評価及び評価結果を質の改善につなげるための具体的方策
- 学生による授業評価を引き続き実施するとともに、授業改善及びカリキュラム改革へとつなげる体制の構築を検討する。
 - 教育実績の自己評価を実施し、教員顕彰制度の導入に関する具体案を策定する。
- ④ 教材、学習指導法等に関する研究開発及びFDに関する具体的方策
- 大学教育開発センターで全学のFD活動のグランドデザインを再構築するとともに、各キャンパスセンターに授業改善部門を置き、FD活動を充実させる。
- ⑤ 全国共同教育、学内共同教育に関する具体的方策
- 双方向遠隔授業の教育方法・運営方法を改善し、教職大学院の授業を中心に一層の推進を図る。
- ⑥ 学部・研究科等の教育実施体制に関する特記事項
- 博士課程設置に向けて、連合大学院という設置形態も踏まえた調査を行うとともに、需要調査を実施し、博士課程に対するニーズを分析・検討する。

(4) 学生への支援に関する目標を達成するための措置

- ① 学生の修学支援に関する具体的方策
- 大学教育情報システムの運用状況を調査・分析し、さらなる学生への支援及び利用促進を図る。
 - アカデミック・アドバイザー制度、オフィスアワー制度の活用について検証し、改善策を策定する。
 - 学生便覧及びシラバスが学生にとって理解しやすいものであるか引き続き検証し、改善を加える。
- ② 生活相談・就職支援等に関する具体的方策
- 昨年度に引き続き、就職支援活動の改善・充実を図るとともに、これまでの実績をもとに、就職支援活動の実施内容を総括する。
 - 「なんでも相談室」の利用についてさらなる周知を図り、利用しやすい環境の整備を進める。また、これまでの学生相談の取組について総括する。
 - セクシュアル・ハラスメントやアカデミック・ハラスメントのない大学環境づくりに向けて、周知・啓発・相談活動を継続する。また、これまでのハラスメント防止のための取組を総括する。

- 人権侵害の未然防止を図るため、各種ガイダンス、ホームページ、各種広報誌、掲示等により、大学構成員の意識啓発を図る。さらに、相談体制及び相談窓口が、大学構成員の意識に浸透するよう広報を推し進める。

③ 経済的支援に関する具体的方策

- 教育支援基金による学業成績優秀者への奨学金給付、入学試験の成績優秀者の入学料免除を継続して行い、提携銀行の教育ローン制度についても引き続き周知を図る。また、これらを含めた学生の修学に対する財政的支援策の総括を行う。

④ 学生の自立的な活動を高める具体的方策

- 学生表彰規則に定めた「学業成績優秀者に対する表彰」についてGPAをもととした、基準を策定する。また、学生の自主的・創造的活動を支援する「チャレンジ・プロジェクト」を継続して実施する。併せて、学生表彰及び学生の自主的活動に対する支援について総括する。

2 研究に関する目標を達成するための措置

(1) 研究水準及び研究の成果に関する目標を達成するための措置

① 目指すべき研究の方向性

- 研究課題別グループのこれまでの研究成果を総括し、それを踏まえて専門的研究の創成をさらに追求する。
- 「人間地域科学課程」「スポーツ教育課程」「芸術課程」が組織として掲げる研究の方向性に基づいて、学際的・文化的な分野における地域の諸課題に関する事業・研究を促進させ、一般参加型の研究成果報告会を開催するなど、地域社会へ成果を還元する。

② 大学として重点的に取り組む領域

- これまでに実施してきた研究プロジェクトの成果・課題、さらには到達点の集約を図り、今後の研究推進の方針について検討する。また、これらと密接に関わる「教育大学の機能を生かした学校・地域・家庭の教育力を高める総合的な研究事業（教育力推進プロジェクト）」についてシンポジウムを開催して研究成果を発信する。
- 昨年度に引き続き、中期計画に沿った研究項目を学長裁量経費で支援し、それらの成果を社会へ還元するため、一般参加型の研究成果報告会の開催やWeb上での公開を行って、内外へ積極的に公開していく。

③ 成果の社会への還元及び研究の水準・成果の検証に関する具体的方策

- 本学の「研究者総覧」中の研究業績について、研究の質・水準等を分析する共通の基準を確立する。
- 萌芽的活動、採用間もない若手教員の研究を学術研究推進経費により支援するとともに、昨年度より実施した研究専念制度の有効性について検証する。
- 昨年度に引き続き、紀要掲載論文のカテゴリー分けについての議論を継続することによって、本学の特色である現場の実践報告等の多様な研究にも途を開きつつ、純理論的な学術論文の質をも維持する紀要になるように努める。
- 本学開催学会支援経費の有効性を点検し、支援対象や広報の方法について

見直しを行うとともに、本学開催学会・研究会活動の活性化を図る。

(2) 研究実施体制等の整備に関する目標を達成するための措置

- ① 適切な研究者等の配置に関する具体的方策
 - 本学の再編により新たに設置された各課程における新しい研究グループの組織化と活性化を図るとともに、各キャンパスの研究分野・研究組織に対する支援策について検討する。
- ② 研究資金の配分システムに関する具体的方策
 - 大学が政策として取り組む研究プロジェクトに対する評価について、その実施状況を検証し、改善を図る。
- ③ 研究に必要な設備等の活用・整備に関する具体的方策
 - HPに登載した設備備品等のデータベースの更新・維持管理を行うとともに、これまでの実績について検証する。また、昨年度本学が構築事業に参画した「化学系研究設備有効活用ネットワーク」において、大学間等での設備の相互利用・共同利用を図る。
 - 教員及び大学院生等の教育研究成果等を電子化し、附属図書館の学術機関リポジトリに格納し、インターネットを通じて本学の研究成果を学内外に公開する。
- ④ 研究活動の評価及び評価結果を質の向上につなげるための具体的方策
 - 新たに構築した「研究実績の自己評価システム」の有効性を検証し、改善を図る。
 - 昨年度より実施した研究専念制度について、研究の質の向上や研究活動に対する有効性に関するアンケートを実施し、制度の実効性等について検証し、改善を図る。
- ⑤ 国内外での共同研究、学内共同研究等に関する具体的方策
 - 「理科教育に係るコンソーシアム」における共同研究を推進する。また、ザンビア国立大学教育学部との共同研究を推進する。
 - 北海道立教育研究所等との共同研究を引き続き推進し、その成果が北海道の学校教育に役立てられるよう、普及・啓発活動を実施する。
 - 再編した3センターにおいて、再編計画に沿った教員配置等を進めるとともに、各センターの内容等の充実を図る。

3 その他の目標を達成するための措置

(1) 社会との連携、国際交流等に関する目標を達成するための措置

- ① 地域社会との連携・協力、社会サービス等に関する具体的方策
 - 引き続き、「北海道地域教育連携推進協議会」や協力協定を締結した自治体等との連携をさらに深めるとともに、各キャンパスが所在する地域における教育的なニーズに十分配慮し、学生の地域貢献活動を含めて、全学的な地域連携・地域貢献の一層の充実を図る。
 - 引き続き、現職教員の資質向上を目的として、10年経験者研修等に関する体系的な研修プログラムについて具体的な検討を行い、研修内容の充実を図る。

- 各キャンパスが所在する地域の特性を生かした、地域貢献活動の一層の充実を図るとともに、その成果が広く本道の学校教育や生涯学習の実践に結びつくよう広報・普及に努める。
 - 企業・民間団体等との連携事業を一層推進するとともに、学内の連携体制を含め、これまでの連携事業のあり方について再検討する。
 - 本学の教員による講演会等を推進するとともに、公開講座等の一層の充実を図るため、各キャンパスの取組を促進し、講座内容・方法、広報活動の改善に継続的に取り組む。
 - 北海道教育委員会等との連携のもと、10年経験者研修等の各種研修内容の充実に努める。
 - 相互協力関係にある自治体の学校教育支援や生涯学習推進のための諸方策を検討する。
 - 附属図書館の学外利用者アンケートを実施し、利用動向をまとめ、地域社会との連携・協力を図るための方策を検討する。
- ② 留学生交流その他諸外国の大学との教育研究上の交流に関する具体的方策
- 留学生の受け入れを一層促進するため、国際交流協定校に対する情報提供の方策を充実する。
 - 留学生の派遣を一層促進するため、学生に対する情報提供機能を充実する。
- ③ 教育研究活動に関連した国際貢献に関する具体的方策
- 開発途上国の大学や研究機関との交流を積極的に行い、共同研究を推進するための体制づくりを行う。
 - 開発途上国の多様な教育課題の解決に向けて、JICA等との協力のもと、教員派遣や研修員受入、広報活動等を大学組織として積極的に行う。
 - 今年度に延期となった第2回教育に関する環太平洋国際会議（米・イリノイ州立大学）への参加や外国の大学との研究交流等を通し、積極的に国際学術交流を推進する。
 - 現職教員の派遣事業に関する多様なプログラムを検討する。

（２）附属学校に関する目標を達成するための措置

- ① 大学・学部との連携・協力の強化に関する具体的方策
- 研究推進連絡協議会のもと、共通テーマ「小中連携（異校種間連携）について」に沿って、各附属学校が特色をもち、新しい教育のあり方やカリキュラム、指導法等の実践的研究を継続して行う。
 - 大学、附属学校、学内センターと連携し、教科指導、道徳教育、総合学習（雪の総合的学習等）等の実験的授業実践を推進し、地域の教育に貢献する。
 - 附属学校教員を実地指導講師として協力させるほか、附属学校を活用し、大学再編により体系化した教育実習を積極的に推進する。
 - 大学と附属学校との連携のもと、職場環境の整備等により、附属学校教員の大学院での研修を引き続き推進する。
 - 教職大学院の設置に伴い、附属学校における実習体制を整備するとともに、既存の大学院に関しても、大学、学内センター、附属学校間の連携協力のもと

と、教育研究の充実を図る。

- 本年度、北海道で開催される G8 サミットに関連して、大学、附属学校、地域とが連携して合同イベントを開催する。また、大学、学内センターとともに、外国人教員に対して教員研修を行う。
- 昨年度に引き続き、附属学校教員を道・市町村教育委員会が行う各種研修講座の講師として派遣するとともに、地域の学校が行う研究会に助言者、授業協力者として派遣する。また、教育委員会等から附属学校が行う研究大会等への指導助言者や研究協力者を受け入れるなどし、相互の連携協力をより一層推進する。

② 公立学校との人事交流に対応した体系的な教職員研修に関する具体的方策

- 北海道教育委員会、市教育委員会等が主催する現職教員研修に関して、大学と附属学校が連携して研修生の受け入れを行う。また、教職大学院等の現職教員が附属学校の教科指導等の研修に参加できる体制を整備する。

(3) 大学憲章に関する目標を達成するためにとるべき措置

- 引き続き、北海道教育大学憲章の学内外への浸透を図る。

II 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 運営体制の改善に関する目標を達成するための措置

① 全学的な経営戦略の確立に関する具体的方策

- 再編した3センターと各学長室、各種委員会等との連携、役割分担について検証する。また、役員会に設置した運営基本方針検討委員会において、中長期的な本学運営の基本方針の策定を開始する。
- 本学の目標の一つである社会貢献（国際貢献、地域貢献）機能を高めるため、経済界、法曹界、教育界のほか、新たに国際協力、地域貢献に係る学外の有識者、専門家を経営協議会委員に登用する。

② 運営組織の効果的・機動的な運営に関する具体的方策

- 法人化後に設置した各種委員会の開催状況、審議内容等を点検し、必要な改善を図る。
- 大学教育情報システムの現状を分析し、大学運営のサポートが可能になるように新規機能の整備及び既存の蓄積データの活用方法について検討する。
- 新たに設置した大学院高度教職実践専攻の代表者を教育研究評議会構成員に加え、効果的、機能的な運営を図る。
- 教職大学院と既設大学院及び学部の一體的な運営について点検し、検証する。

③ 国立大学間の自主的な連携・協力体制に関する具体的方策

- 道内の国立大学等間の連携・協力を強化するため、共同事業を引き続き推進する。

④ 内部監査機能の充実に関する具体的方策

- 今までの内部監査の実施状況を踏まえて、監査室のあり方も含めた検証を行う。

⑤ 教員・事務職員等による一体的な運営に関する具体的方策

- 事務職員を加えた各種委員会及び各学長室の運営等について検証し、その結果を踏まえ、構成員の適切な配置を図る。

2 教育研究組織の見直しに関する目標を達成するための措置

教育研究組織の見直しの方向性

- 平成18年度に始まった学部再編に合わせ、既存の修士課程をより機能的に集約・再編する新たな修士課程についての具体的な検討を進める。

3 教職員の人事の適正化に関する目標を達成するための措置

① 人事評価システムの整備活用に関する具体的方策

- 教育評価，研究評価，地域貢献評価，管理運営評価等を効果的に活用した「教員人事評価システム」を早期に開発するため，教員人事評価システムWGを設置し，次期中期目標期間の早い段階からの本格的実施を目指す。

② 柔軟で多様な人事制度の構築に関する具体的方策

- 他機関との人事交流を引き続き実施するとともに，人事交流対象機関の拡大を図る。

③ 教員の流動性向上に関する具体的方策

- 教育委員会との人事交流に関する協定書に基づき，引き続き大学教員として優秀な人材を受け入れる。

④ 女性・外国人等の教員採用の促進に関する具体的方策

- 男女共同参画推進会議の提言による公募方法の工夫により，女性応募者の確保を目指す。

⑤ 事務職員等の資質の向上等に関する具体的方策

- これまで実施してきた各種研修に加え，国際化に対応しうる職員を育成し，その資質向上を図るため，新たに海外語学研修を実施する。

⑥ 人件費の削減に関する具体的方策

- 総人件費改革の実行計画及び「中期財政指針」を踏まえ，平成17年度人件費予算相当額をベースとして，引き続き概ね1%の人件費の削減を図る。

4 事務等の効率化・合理化に関する目標を達成するための措置

① 事務組織の機能・編成の見直しに関する具体的方策

- グループ制の導入に伴う業務の合理化・効率化について検証し，その結果を踏まえた事務処理体制について改善を図る。

② 複数大学による共同業務処理に関する具体的方策

- 道内国立大学等が共同して行う国立大学法人等採用試験及び各種事務系職員研修に，継続して積極的に参加するとともに，他の共通事務処理体制の構築に向けて検討する。

③ 業務のアウトソーシング等に関する具体的方策

- 昨年度までに実施したアウトソーシングの内容・効果を検証し，他の業務についても効率化・合理化の観点から検討を行う。

Ⅲ 財務内容の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 外部研究資金その他の自己収入の増加に関する目標を達成するための措置

① 科学研究費補助金、受託研究、奨学寄附金等外部資金増加に関する具体的方策

- 科学研究費補助金等の申請を促進するための措置を再検討するとともに、科学研究費補助金以外の補助金獲得に向け、教員への情報提供等の支援策を講じる。
- 学術機関リポジトリ等、教員の研究内容に関する情報を公開・発信する体制を充実させるとともに、共同研究・受託研究等の外部資金の増加を図る。

② 自己収入の安定的確保に関する具体的方策

- 入試広報活動を検証し、他大学との差別化を図りつつ、アドミッション・ポリシーに則った入学志願者の安定した確保を図る。

2 経費の抑制に関する目標を達成するための措置

管理的経費の抑制に関する具体的方策

- 「中期財政指針」及び昨年度作成した「財務事務改善に向けた具体的方策の提言」に基づき、引き続き業務内容の見直しを行い、事務処理の簡素化・集中化の一環として、5キャンパスの業務の事務局への集中化・一元化を推進する。
- テレビ会議システムの利用を引き続き促進し、システムの利用効率を高めるための対応策を実施する。

3 資産の運用管理の改善に関する目標を達成するための措置

資産の効率的・効果的運用を図るための具体的方策

- 本学HPの改善に併せて、保有資産利用案内HPの標記・構成等を改善する。
- 余裕資金の短期運用について検討し、方針を定める。

IV 自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標を達成するための措置

1 評価の充実に関する目標を達成するための措置

① 自己点検・評価の改善に関する具体的方策

- 大学評価・学位授与機構による大学機関別認証評価に向けて、学内の教職員に対して研修会を開催し、評価活動の啓発に努める。

② 第三者評価導入に関わる具体的方策

- 外部評価の課題を整理し、外部評価に係る点検評価実施要項の見直しを図る。

2 情報公開等の推進に関する目標を達成するための措置

- 引き続き、各部局との連携を強化し、ホームページ、広報誌のほか、各種メディアを活用した教育研究活動に関する情報の積極的な広報を展開する。
- 広報企画室が各部局と密接な連携を図り、大学情報の積極的な提供について企画立案し、広報に努める。また、教育研究活動、地域貢献事業、財務内容、入学試験及び卒業生の進路状況に関する情報全般について、ホームペー

ジ及びニュースリリース等により適時適切に公開していく。

3 その他の目標を達成するための措置

- 「職員の倫理保持のためのガイドライン」の内容について、職員への周知徹底を図る。

V その他業務運営に関する重要目標を達成するためにとるべき措置

1 施設設備の整備等に関する目標を達成するための措置

施設等の整備に関する具体的方策

- キャンパスマスタープランの具体的方策である施設整備計画に基づき、引き続き着実に施設の整備を図る。
- 地球温暖化対策に関する計画を策定し、より一層の環境保全の推進を図る。
- これまでの成果を踏まえ、新たな施設整備手法の検討を行う。
- 基幹設備の中でも取り分けエネルギー消費量が多い設備を重点的に改修する計画を策定する。
- 施設整備計画に基づき、交通動線、植栽、サイン等の屋外環境、バリアフリー対策等の整備を引き続き実施する。

2 安全管理に関する目標を達成するための措置

労働（教育研究）環境の安全管理

- 作業環境の整備や職員の健康管理を円滑に実施するため、安全管理等のためのマニュアル整備を進める。また、環境保全などにも配慮した快適な教育環境・職場環境を図るため、大学敷地内全面禁煙を実施する。
- 安全な施設づくりのため、引き続き防犯対策強化を実施する。また、快適な環境づくりのため点検・改善を行う。
- 危機管理基本マニュアル及び個別マニュアルの充実・整備を図るとともに、安全管理の啓発を行う。また、各事業所においては、継続して避難訓練及び防犯訓練を実施する。

VI 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画

別紙参照

VII 短期借入金の限度額

(1) 短期借入金の限度額

18億円

(2) 想定される理由

運営費交付金の受入れ遅延及び事故の発生等により緊急に必要となる対策費として借り入れすることも想定される。

VIII 重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画

計画の予定なし。

IX 剰余金の使途

決算において剰余金が発生した場合は、教育研究の質の向上及び組織運営の改善に充てる。

X その他

1 施設・設備に関する計画

(単位 百万円)

施設・設備の内容	予定額	財源
・(函館)校舎耐震改修 ・(旭川)校舎耐震改修	総額 900	施設整備費補助金 (859)
・小規模改修		国立大学財務・経営センター 施設費交付金 (41)

注) 金額は見込みであり、上記のほか、業務の実施状況等を勘案した施設・設備の整備や、老朽度合等を勘案した施設・設備の改修等が追加されることもあり得る。

2 人事に関する計画

- (1) 教育評価、研究評価、地域貢献評価、管理運営評価等を効果的に活用した「教員人事評価システム」を早期に開発するため、教員人事評価システムWGを設置し、次期中期目標期間の早い段階からの本格的実施を目指す。
- (2) 他機関との人事交流を引き続き実施するとともに、人事交流対象機関の拡大を図る。
- (3) 教育委員会との人事交流に関する協定書に基づき、引き続き大学教員として優

秀な人材を受け入れる。

- (4) 男女共同参画推進会議の提言による公募方法の工夫により、女性応募者の確保を目指す。
- (5) これまで実施してきた各種研修に加え、国際化に対応しうる職員を育成し、その資質向上を図るため、新たに海外語学研修を実施する。
- (6) 総人件費改革の実行計画及び「中期財政指針」を踏まえ、平成17年度人件費予算相当額をベースとして、引き続き概ね1%の人件費の削減を図る。

(参考1) 20年度の常勤職員数 786人

(参考2) 20年度の人件費総額見込み7,712百万円(退職手当は除く)

(別紙)

- 予算(人件費の見積りを含む。)、収支計画及び資金計画

(別表)

- 学部の学科、研究科の専攻等の名称と学生収容定員、附属学校の収容定員・学級数

(別紙) 予算 (人件費の見積りを含む。)、収支計画及び資金計画

1. 予算

平成20年度 予算

(単位: 百万円)

区 分	金 額
収 入	
運営費交付金	7, 265
施設整備費補助金	859
船舶建造費補助金	0
施設整備資金貸付金償還時補助金	0
補助金等収入	48
国立大学財務・経営センター施設費交付金	41
自己収入	3, 537
授業料, 入学金及び検定料収入	3, 445
附属病院収入	0
財産処分収入	0
雑収入	92
産学連携等研究収入及び寄附金収入等	148
引当金取崩	0
長期借入金収入	0
貸付回収金	0
目的積立金取崩	275
計	12, 173
支 出	
業務費	9, 940
教育研究経費	9, 940
診療経費	0
一般管理費	1, 137
施設整備費	900
船舶建造費	0
補助金等	48
産学連携等研究経費及び寄附金事業費等	148
貸付金	0
長期借入金償還金	0
計	12, 173

[人件費の見積り]

期間中総額7, 712百万円を支出する。(退職手当は除く)

(うち, 総人件費改革に係る削減の対象となる人件費総額6, 365百万円)

注) 「施設整備費補助金」のうち, 前年度よりの繰越額859百万円

注) 「産学連携等研究収入及び寄附金収入等」のうち, 前年度よりの繰越額からの使用見込額47百万円。

2. 収支計画

平成20年度 収支計画

(単位：百万円)

区 分	金 額
費用の部	11,122
經常費用	11,122
業務費	10,597
教育研究経費	2,048
診療経費	0
受託研究費等	42
役員人件費	82
教員人件費	6,594
職員人件費	1,831
一般管理費	343
財務費用	0
雑損	0
減価償却費	182
臨時損失	0
収入の部	11,122
經常収益	11,122
運営費交付金収益	7,265
授業料収益	2,911
入学金収益	442
検定料収益	99
附属病院収益	0
受託研究等収益	42
補助金等収益	48
寄附金収益	107
財務収益	0
雑益	92
資産見返運営費交付金等戻入	87
資産見返補助金等戻入	0
資産見返寄附金戻入	25
資産見返物品受贈額戻入	4
臨時利益	0
純利益	0
目的積立金取崩益	0
総利益	0

3. 資金計画

平成20年度 資金計画

(単位：百万円)

区 分	金 額
資金支出	12,481
業務活動による支出	10,801
投資活動による支出	1,373
財務活動による支出	0
翌年度への繰越金	307
資金収入	12,481
業務活動による収入	10,999
運営費交付金による収入	7,265
授業料・入学金及び検定料による収入	3,445
附属病院収入	0
受託研究等収入	42
補助金等収入	48
寄附金収入	107
その他の収入	92
投資活動による収入	900
施設費による収入	900
その他の収入	0
財務活動による収入	0
前年度よりの繰越金	582

(別表) 学部の学科、研究科の専攻等

教育学部	教員養成課程 2,100人 (うち教員養成に係る分野 2,100人) 人間地域科学課程 990人 芸術課程 360人 スポーツ教育課程 180人 (改組前の課程) 学校教育教員養成課程 660人 (うち教員養成に係る分野 660人) 養護教諭養成課程 40人 (うち教員養成に係る分野 40人) 生涯教育課程 165人 国際理解教育課程 60人 芸術文化課程 110人 地域環境教育課程 100人 情報社会教育課程 75人
教育学研究科	学校教育専攻 48人 (うち修士課程 48人) 教科教育専攻 221人 (うち修士課程 221人) 養護教育専攻 12人 (うち修士課程 12人) 学校臨床心理専攻 18人 (うち修士課程 18人) 高度教職実践専攻 45人 (うち専門職学位課程 45人)
養護教諭特別別科	40人
附属札幌小学校	504人 学級数 15
附属函館小学校	480人 学級数 12
附属旭川小学校	480人 学級数 12
附属釧路小学校	480人 学級数 12
附属札幌中学校	384人 学級数 12
附属函館中学校	360人 学級数 9
附属旭川中学校	360人 学級数 9
附属釧路中学校	360人 学級数 9
附属特別支援学校小学部	18人 学級数 3
附属特別支援学校中学部	18人 学級数 3
附属特別支援学校高等部	24人 学級数 3
附属函館幼稚園	90人 学級数 3
附属旭川幼稚園	90人 学級数 3